

質 疑 回 答 書

件名 神戸総合運動公園野球場座席他改修工事
提出先 一般財団法人神戸住環境整備公社 総務課 契約担当
somu_keiyaku@kobe-rma.or.jp

番号	図面 番号	仕様書 番号	質問	回答
1		改修7	現場代理人の兼務について、工事着手日以降は兼務不可となっておりますが、準備期間～工事着手日まで期間がありますので事前に配置現場代理人が工事着手日以降に兼務現場等の事由で配置できないとわかった場合、配置現場代理人の変更することは可能でしょうか。	配置現場代理人を変更することは、工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから認められません。特記仕様書において、現場代理人の兼務について、工事着手日以降は兼務不可と記載しております意図は、座席の工場製作のみが行われている期間については、現場常駐を要しないという意図です。
2		改修7	週休2日制に関して、今案件は月単位の週休2日制となっておりますが、現場代理人が工事着手日まで別工事兼務になった場合、その兼務工事が週休2日制で通期の週休2日制等条件の異なった制度となっていた場合、どのように考えればよろしいでしょうか。	神戸市週休2日制工事実施要領（建築・建築設備工事）における対象期間は、現場に継続的に常駐した最初の日が始期ですので、工事着手日までは対象期間外です。